

改正

昭和46年9月1日規則第37号

昭和58年3月31日規則第20号

平成4年9月1日規則第45号

平成5年3月31日規則第18号

平成15年8月7日規則第50号

平成24年6月29日規則第44号

平成28年9月30日規則第63号

平成31年3月29日規則第28号

令和3年6月30日規則第32号

小田原市久野霊園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市久野霊園条例（昭和41年小田原市条例第37号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(墳墓の使用)

第2条 条例第4条第2項ただし書の規定により、墳墓を使用することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 遺品、遺髪等を埋葬するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用申請者の募集)

第3条 条例第5条本文の規定により、墳墓を使用しようとする者を募集する場合は、次に掲げる事項を告示し、併せて市の広報紙その他の方法により周知する。

- (1) 墳墓の区分
- (2) 墳墓の数
- (3) 使用の申請期間
- (4) 申請者の資格
- (5) 使用料及び管理料の額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、墳墓の使用について必要な事項

(墳墓の使用申請手続)

第4条 墳墓の使用許可を受けようとする者は、前項の規定により告示する申請期間内に使用許可申請書(様式第1号)に住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(抽選の公開)

第5条 条例第6条の規定による抽選は、公開して行うものとする。

(補欠者の選考)

第6条 条例第6条の規定により使用させる者を抽選により決定する場合は、使用させる者のほかに補欠者若干名及びその順位を定めておくことができる。

2 市長は、公募により墳墓を使用する者を決定した場合において、その者が使用の辞退その他の理由により墳墓を使用しなくなったときは、前項の規定により定めた補欠者の中からその順位に従い当該墳墓を使用する者を決定する。

3 補欠者の有効期間は、その公募に係る使用許可日から2週間とする。

(使用許可書の交付)

第7条 市長は、墳墓の使用を許可した場合は、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 墳墓の使用許可は、各区分ごとに市長の定める順序により行うものとする。

(使用場所の設備)

第8条 墳墓の使用許可を受けた者(以下「墳墓の使用者」という。)が墳墓を使用する場合は、使用場所の区分を明らかにするため、境界をコンクリートその他これに類する資材を用いて表示しなければならない。

2 墳墓の使用者が、使用場所に墓碑その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長の許可を受けて既設の墓碑、囲い等に移設する場合は、この限りでない。

(1) 墓碑及びこれに類する設備の高さは、2.1メートル以内とすること。

(2) 盛土の高さは、0.3メートル以内とすること。

(3) 囲いの高さは、1メートル以内とすること。

(4) 納骨設備は、面積にあつては使用場所の3割以内、深さにあつては盛土の最高部から0.8メートル以内とし、境界との距離は、0.35メートル以上(墓碑の後背部にあつては0.2メートル以上)とすること。

3 前項第1号から第3号までに規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。

4 植栽は、行うことができない。

(墓碑の新設等)

第9条 墳墓の使用者は、使用場所に墓碑、納骨設備その他の工作物を新設し、改造し、又は模様替えをしようとする場合は、墓碑新設等許可申請書(様式第3号)に当該工作物の工事に係る平面図及び断面図その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、墓碑新設等を許可した場合は、墓碑新設等許可書(様式第4号)を申請者に交付する。

(埋葬等の手続)

第10条 墳墓の使用者は、墳墓に焼骨等を埋蔵しようとする場合は、市長に使用許可書を提出し、必要事項の記入を受けなければならない。この場合において、分骨を埋蔵しようとするときは、分骨埋蔵届(様式第5号)及び焼骨の埋蔵の事実を証する書類を併せて提出するものとする。

2 墳墓の使用者は、既に埋蔵してある焼骨を他の墓地又は納骨堂に分骨しようとする場合は、分骨埋蔵申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、焼骨の埋蔵の事実を証する埋蔵証明書(様式第7号)を申請者に交付する。

(一時使用)

第11条 霊園内の場所を一時使用しようとする者は、一時使用許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、霊園の一時使用を許可した場合は、一時使用許可書(様式第9号)を申請者に交付する。

3 霊園の一時使用について、使用場所に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして使用料を計算する。

(本籍等の変更届)

第12条 墳墓の使用者は、本籍、住所又は氏名が変更した場合は、使用者本籍・住所・氏名変更届(様式第10号)にその事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(使用許可書の再交付)

第13条 墳墓の使用者は、使用許可書を紛失した場合は、使用許可書再交付申請書(様式第11号)を市長に提出し、使用許可書の再交付を受けなければならない。

(管理料の減免)

第14条 条例第13条の規定により、管理料の減額若しくは免除又は徴収猶予を受けようとする者は、管理料減額・免除・徴収猶予申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第15条 条例第14条ただし書の規定による既納の使用料及び管理料の還付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して計算する。

(1) 条例第14条第1号アの規定に該当する場合

ア 焼骨等が埋蔵されたとき 既納使用料の4分の1

イ ア以外の場合 既納使用料の2分の1

(2) 条例第14条第1号イの規定による返還の場合 既納使用料の全額

(3) 条例第14条第2号の規定に該当する場合 返還の日の属する月の翌月から月割りにより算定した額

2 既納の使用料又は管理料の返還を受けようとする者は、使用料・管理料還付申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（使用場所の返還）

第16条 使用者は、条例第15条の規定により、使用場所を返還する場合は、返還届（様式第14号）に使用許可書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、届書に押印する印鑑は、印鑑登録されているものを用いなければならない。

（使用の承継）

第17条 条例第17条の規定により墳墓を承継して使用しようとする者は、承継使用許可申請書（様式第15号）に被承継者の使用許可書及び承継を証する書類を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用を許可した場合は、新たな使用許可書を申請者に交付する。

（親族以外の者の埋蔵）

第18条 墳墓の使用者は、墳墓に親族以外の者の焼骨等を埋蔵しようとする場合は、親族外埋蔵許可申請書（様式第16号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。

（使用許可取消しの告示）

第19条 条例第18条第1項の規定により使用許可を取り消す場合であって、使用者の住所が不明なときは、その旨を告示するものとする。

（帳簿の管理）

第20条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第7条

第1項に規定する帳簿その他の霊園の管理に関する帳簿は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって保存

するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和46年9月1日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の墓碑新設等の許可から適用する。

附 則（昭和58年3月31日規則第20号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年9月1日規則第45号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第18号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、同日以後に造成する墳墓に設ける墓碑の新設等の基準について適用する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成15年8月7日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
（小田原市久野霊園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の日以後最初に行われる小田原市久野霊園条例（昭和41年小田原市条例第37号）第5条の規定による墳墓を使用しようとする者の募集に係る墳墓の使用許可を受けようとする者の申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月30日規則第63号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年6月30日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

小田原市久野霊園使用許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使 用 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
希望する墳墓の面積	<input type="checkbox"/> 4平方メートル <input type="checkbox"/> 6平方メートル	
申 請 理 由		
添 付 書 類		

様式第2号（第7条、第10条、第13条、第16条、第17条関係）
（表）

小田原市久野霊園使用許可書			
		番 号 年 月 日	
様			
小田原市長			印
次のとおり許可します。			
使 用 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
使 用 場 所		区 側 番	
使 用 面 積		平方メートル	使 用 料
交 付 事 由			
使用許可年月日			
承 継 年 月 日			
備 考			

(裏)

記 載 事 項				
死 亡 者 氏 名	埋 蔵 ・ 改 葬 ・ 分 骨 の 区 別	埋 蔵 ・ 改 葬 ・ 分 骨 の 年 月 日	祭 事 の 主 宰 者 氏 名	備 考
注意事項				

様式第3号（第9条関係）

小田原市久野霊園墓碑新設等許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使 用 場 所	区 側 番			
使用許可年月日		使用面積	平方メートル	
工 事 概 要	種 別	高さ（深さ）	材 質	備 考
	墓 碑			
	盛 土			
	囲 い			
	納 骨 室			
	模様替え等			
	そ の 他			
工 事 予 定 期 間				
基礎工事立会日時				
工事施行者	住 所			
	氏 名		電 話	
添 付 書 類	工事図面（平面図・断面図） その他（ ）			

様式第4号（第9条関係）

（表）

小田原市久野霊園墓碑新設等許可書 番 号 年 月 日 様 小田原市長 印 次のとおり許可します。				
使用場所	区 側 番			
使用許可年月日		使用面積	平方メートル	
工事概要	種 別	高さ（深さ）	材 質	備 考
	墓 碑			
	盛 土			
	囲 い			
	納 骨 室			
	模様替え等			
	そ の 他			
工事予定期間				
基礎工事立会日時				
工事施行者	住 所			
	氏 名		電 話	
許可条件	裏面のとおりに			
確認検査年月日		確認者		

(裏)

許可条件

--

様式第5号（第10条関係）

小田原市久野霊園分骨埋蔵届		年 月 日
小田原市長 様		届出者 住 所 氏 名 電 話
次のとおり届け出ます。		
死 亡 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
死 亡 年 月 日		
届 出 者 と の 続 柄		
埋 蔵 又 は 収 蔵 の 場 所		
埋 蔵 又 は 収 蔵 の 年 月 日		
分 骨 場 所	小田原市久野霊園（ 区 側 番）	
分 骨 予 定 日 時	年 月 日 午 ^前 後 時	
添 付 書 類		

様式第6号（第10条関係）

<p>小田原市久野霊園分骨埋蔵申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市長 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 氏名 電話</p> <p>次のとおり申請します。</p>		
死亡者	本籍	
	住所	
	氏名	
	性別	
死亡年月日		
申請者との続柄		
埋蔵場所	小田原市久野霊園（ 区 側 番）	
埋蔵年月日		
分骨場所		
分骨予定日時		年 月 日 午 ^前 後 時

<p>小田原市久野霊園埋蔵証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">小田原市長 印</p> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり証明します。</p>		
死亡者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
死 亡 年 月 日		
埋 蔵 場 所	小田原市久野4,859番地の7 小田原市久野霊園（ 区 側 番）	
埋 蔵 年 月 日		
分 骨 場 所		

小田原市久野霊園一時使用許可申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使用責任者	住 所			
	氏 名		電 話	
使 用 目 的				
使 用 面 積	平方メートル			
使 用 期 間				
添 付 書 類				

様式第9号（第11条関係）

<p>小田原市久野霊園一時使用許可書</p>		
<p>番 号 年 月 日</p>		
<p>様</p>		
<p>小田原市長 印</p>		
<p>次のとおり許可します。</p>		
一時使用者	住 所	
	氏 名	
使 用 目 的		
使 用 場 所	別添図面のとおり	
使 用 面 積	平方メートル	
使 用 期 間		
使 用 料		
許 可 条 件		

様式第10号（第12条関係）

小田原市久野霊園使用者本籍・住所・氏名変更届

年 月 日

小田原市長 様

届出人 住 所

氏 名

電 話

次のとおり届け出ます。

使 用 場 所		区 側 番
変 更 事 項	旧	
	新	
添 付 書 類		

様式第11号（第13条関係）

小田原市久野霊園使用許可書再交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり申請します。

使用場所	区 側 番
理 由	

様式第12号（第14条関係）

小田原市久野霊園管理料減額・免除・徴収猶予申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり申請します。

使 用 場 所	区 側 番
管 理 料	
減額・免除・徴収 猶予の期間	
理 由	

様式第13号 (第15条関係)

小田原市久野霊園使用料・管理料還付申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり申請します。

使用 者 氏 名			
使 用 場 所	区	側	番
使用許可年月日		使用面積	平方メートル
還 付 申 請 理 由			
還 付 申 請 金 額	合 計		
	内 訳	使用料	
		管理料	
添 付 書 類			

様式第14号（第16条関係）

<p>小田原市久野霊園返還届</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>小田原市長 様</p>	
<p>届出人 住 所 氏 名 電 話</p>	
<p>印</p>	
<p>次のとおり届け出ます。</p>	
<p>使 用 者 氏 名</p>	
<p>使 用 場 所</p>	<p>区 側 番</p>
<p>使用許可年月日</p>	
<p>返 還 理 由</p>	
<p>添 付 書 類</p>	

様式第15号 (第17条関係)

小田原市久野霊園承継使用許可申請書			
			年 月 日
小田原市長 様			
申請者 本 籍 住 所 氏 名 電 話			
次のとおり申請します。			
使 用 場 所	区 側 番		
使用許可年月日		使 用 面 積	平方メートル
被承継者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
被承継者との続柄			
承 継 の 理 由			
添 付 書 類			

様式第16号 (第18条関係)

小田原市久野霊園親族外埋蔵許可申請書			
			年 月 日
小田原市長 様			
申請者 住 所 氏 名 電 話			
次のとおり申請します。			
使 用 場 所	区 側 番		
使用許可年月日		使 用 面 積	平方メートル
被 埋 蔵 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名	死 亡 年 月 日	
	使用者との 関 係		
埋 蔵 の 理 由			
添 付 書 類			